

議案第92号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成12年墨田区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「（保険料の額）」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「保険料率」を「保険料の額」に改め、同項第1号中「3万8,340円」を「3万6,036円」に改め、同項第2号中「4万7,925円」を「4万5,144円」に改め、同項第3号中「5万7,510円」を「5万4,648円」に改め、同項第4号中「6万7,095円」を「6万9,300円」に改め、同項第5号中「7万6,680円」を「7万9,200円」に改め、同項第6号中「8万6,265円」を「8万9,100円」に改め、同項第7号中「9万5,850円」を「9万9,000円」に改め、同項第8号中「11万5,020円」を「11万8,800円」に改め、同項第9号中「12万6,522円」を「13万2,660円」に改め、同項第10号中「14万1,858円」を「15万480円」に改め、同項第11号中「17万6,364円」を「18万8,100円」に改め、同項第12号中「19万5,534円」を「20万9,880円」に改め、同項第13号中「21万4,704円」を「23万3,640円」に改め、同項第14号中「23万7,708円」を「26万1,360円」に改め、同項第15号中「26万712円」を「28万9,080円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「保険料率は、2万3,004円」を「保険料の額は、2万2,572円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「保険料率」を「保険料の

額」に、「2万3,004円」を「2万2,572円」に、「2万8,755円」を「2万9,304円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「保険料率」を「保険料の額」に、「2万3,004円」を「2万2,572円」に、「5万3,676円」を「5万4,252円」に改める。

第15条第1項中「保険料率による」を削る。

付 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料の額及び減額賦課に係る保険料の額を改定するほか、所要の規定整備をする必要がある。